

第21期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所

札幌市中央区北1条西4丁目
札幌グランドホテル 別館2階
グランドホール西

会場が前回までと異なっております。
ご来場の際は末尾の「定時株主総会会場
ご案内図」をご参照のうえ、お間違えの
ないようにご注意ください。

ご来場の株主様へのお土産は取りやめさせて
いただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第21期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役10名選任の件	7
第4号議案 監査役3名選任の件	18
第5号議案 補欠監査役2名選任の件	23
第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈 並びに役員退職慰労金制度の廃止 に伴う打切り支給の件	26
第7号議案 取締役(社外取締役を除く。)に 対する譲渡制限付株式の割当て のための報酬決定の件	28
事業報告	32
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告	55

株主各位

証券コード 9027
(発信日) 2026年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月2日
札幌市中央区大通西8丁目2番地6
株式会社ロジネットジャパン
代表取締役 社長執行役員 橋本 潤美

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.loginet-japan.com>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家情報」→「株式情報」→「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9027/teiji/>



【札幌証券取引所ウェブサイト（上場会社関係 上場会社一覧）】

<https://www.sse.or.jp/listing/list>



(上記の札幌証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「上場会社一覧」より当社を選択して、「提出書類一覧」にある「株主総会招集通知等」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	札幌市中央区北1条西4丁目 札幌グランドホテル 別館2階 グランドホール西 (会場が前回までと異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違のないようにご注意ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役10名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 第5号議案 補欠監査役2名選任の件 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の件 第7号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4 議決権行使についてのご案内	<p>(1)3頁から4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。</p> <p>(2)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(4)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(5)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</p>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要」と「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」と「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」と「個別注記表」は、法令及び当社定款に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査役が監査した事業報告ならびに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- その他、本総会当日までに上記ご案内事項に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.loginet-japan.com>)





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主の方1名を選任し、委任状と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月24日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2026年6月23日(火曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

(議案5)

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4、5号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

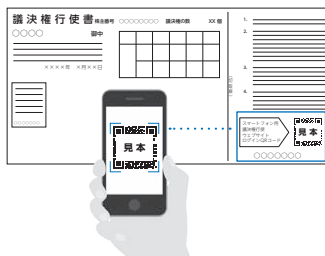
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

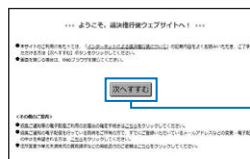
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

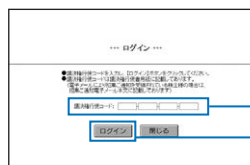
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

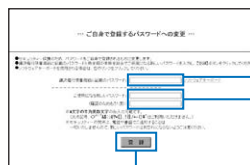
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当を継続することを基本方針としております。今後も、中長期的な視野にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当期の期末配当金につきましては、上記の基本方針を踏まえながら、業績が好調に推移していることに鑑み、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当金65円を加えました通期の年間配当金は160円となり、前期と比べ1株につき40円の増配となります。（この場合の当期の配当性向は29.7%となり、前期の28.7%から1.0ポイント増となります。）

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 95円 配当総額 470,774,780円 なお、中間配当金として1株につき金65円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金160円となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月25日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を22,000,000株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>22,000,000株</u> とする。

第3号議案

取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員して取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	木村 輝美	代表取締役 会長 兼 CEO	再任
2	橋本 潤美	代表取締役 社長執行役員	再任
3	真田 俊秀	取締役 顧問	再任
4	田中 淳弘	取締役 専務執行役員 西日本地区担当	再任
5	久保田 優	取締役 常務執行役員 経営企画管理本部長 (企画・財務・予算部門)	再任
6	嶋野 暁	取締役 常務執行役員 経営企画管理本部長 (総務・人事・情報・秘書室部門)	再任
7	小木曾 一則	専務執行役員 経営企画管理本部 総務・人事・情報・秘書室部門統括部長	新任
8	島崎 憲明	社外取締役	再任 社外 独立
9	祖母井里重子	社外取締役	再任 社外 独立
10	谷口 雅子	-	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号 **1**
 きむら てるみ
木村 輝美



再任

生年月日

1943年11月30日

所有する当社の株式数

78,686株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

1962年 3月	札幌通運(株)入社	2006年 4月	札幌交通安全連合会会長
1995年 6月	同社取締役	2006年 6月	(一財)北海道交通安全協会 副会長(現任)
1999年 6月	同社常務取締役	2007年 5月	(一社)北海道法人会連合会 調査課部会部会長(現任)
2001年 6月	同社専務取締役	2012年 6月	(公社)北海道労働基準協会 連合会理事(現任)
2003年11月	同社代表取締役専務	2013年 3月	札幌通運(株)代表取締役会長
2004年 6月	同社代表取締役社長	2019年 6月	当社代表取締役社長兼CEO
2005年 6月	(財)廣西交通遺児育英基金 (現(公財)廣西・ロジネット ジャパン社会貢献基金) 理事長(現任)	2020年 4月	当社代表取締役会長兼CEO (現任)
2005年10月	当社代表取締役社長		

重要な兼職の状況

(公財)廣西・ロジネットジャパン社会貢献基金 理事長

取締役候補者とした理由

木村輝美氏は、当社設立を主導し、ロジネットジャパングループを名実共に全国規模の物流企業グループに成長させるなど、長年にわたり、経営者としての豊かな経験と深い見識に基づく力強いリーダーシップをもって当社グループを牽引するほか、新輸送商品のDDロジの提言など、革新的な取り組みを先導し会社の発展に寄与してまいりました。今後もこの卓越した経営手腕を更に発揮して取締役としてグループの発展に寄与することができるのと同時に、後進の育成についても適切に行うことができるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 **2**
 はしもと ます み
橋本 潤美



再任

生年月日

1972年7月15日

所有する当社の株式数

24,221株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

1996年4月	札幌通運(株)入社	2019年4月	当社専務取締役 経営企画管理本部長
2014年4月	同社取締役 管理本部副本部長	2020年4月	当社代表取締役社長 経営企画管理本部長
2015年4月	同社取締役 営業本部営業推進部長	2020年6月	当社代表取締役社長 経営戦略推進担当
2016年2月	当社人事担当部長	2021年5月	北海道通運業健康保険組 合理事長（現任）
2016年6月	当社取締役人事担当部長	2022年4月	当社代表取締役 社長執行役員（現任）
2018年3月	当社常務取締役 経営企画管理本部長		
2018年5月	札幌商事(株)（現 株LNJ 商事）代表取締役社長		

重要な兼職の状況

北海道通運業健康保険組合 理事長

取締役候補者とした理由

橋本潤美氏は、入社以来、札幌通運(株)で現業業務の経験を積んだ後、人事部門部長、企画部門部長、営業推進部長などの要職を歴任し、管理・営業の両面にわたる知識と経験に基づいたバランス感覚をもってグループの発展を支えてまいりました。2020年4月より社長に就任し、長期的な事業目標の策定及びその達成に向けた舵取りに手腕を発揮しており、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を牽引していくことができるものと判断し、取締役候補者としております。

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	商工組合中央金庫（現（株） 商工組合中央金庫）入庫	2019年 4月	㈱ロジネットジャパン東日本 代表取締役社長
2004年 7月	同庫長岡支店長	2022年 4月	同社代表取締役社長執行役員
2007年 7月	同庫総合企画部 A L M室長	2023年 4月	同社監査役
2010年 7月	同庫札幌支店長	2024年 4月	当社副社長執行役員
2012年 7月	同庫資産サポート部長	2024年 6月	当社取締役副社長執行役員 本州エリア統括
2013年 8月	中央協同㈱常務執行役員	2025年 4月	当社取締役顧問（現任）
2014年 8月	当社常務執行役員		
2015年 4月	㈱ロジネットジャパン西日本 代表取締役社長		

取締役候補者とした理由

真田俊秀氏は、長年にわたる金融機関での豊富な知見と専門知識を有しているほか、東京及び大阪にある当社グループの代表取締役社長も歴任し、本州地区の事業拡大に大きく貢献してまいりました。こうしたグループ内外で培った経営手腕を当社取締役としてグループの発展に活かすことができるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

さなだ としひで
真田 俊秀



再任

生年月日

1959年9月19日

所有する当社の株式数

6,308株

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号 4

た な か あ つ ひ ろ
田 中 淳 弘



再任

生年月日

1966年11月28日

所有する当社の株式数

1,306株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4 月	(株)住友銀行（現 三井住友銀行） 入行	2022年 4 月	当社出向 専務執行役員 営業本部長 兼 新輸送商品担当部長
2016年 4 月	同行北播磨法人営業部部长	2022年 5 月	当社へ転籍 専務執行役員 営業本部長 兼 新輸送商品担当部長
2018年 4 月	同行法人戦略部（大阪） 部付部長	2022年 6 月	当社取締役専務執行役員 営業本部長
2019年 4 月	同行十三法人営業部部长	2025年10月	当社取締役専務執行役員 西日本地区担当（現任）
2021年 5 月	(株)ロジネットジャパン西日本 出向 現業店管理部営業担当部長	2025年10月	(株)ロジネットジャパン西日本 代表取締役社長執行役員 経営管理部長（現任）
2021年10月	当社出向 専務執行役員 営業本部副本部長 兼 特販事業部長		

重要な兼職の状況

(株)ロジネットジャパン西日本 代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由

田中淳弘氏は、金融機関において長年にわたり大手企業等との法人取引を推進してきたことにより培った金融業界での幅広い経験に基づく営業スキルを発揮して、特に今後の市場拡大が期待される西日本地区を主軸に主要顧客の営業拡大のために手腕を振るっております。当社グループの営業マネジメントを牽引するとともに、DDロジなどの新商品開発にも携わり事業戦略の実行に大きく貢献していることから、取締役の候補者としております。

候補者番号 **5**
く ぼ た まさる
久保田 優



再任

生年月日

1971年6月11日

所有する当社の株式数

4,977株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

1996年4月	札幌通運(株)入社	2020年6月	当社取締役 経営企画管理本部企画統括部長
2008年3月	同社管理本部財務部財務課長	2022年4月	当社取締役執行役員 経営企画本部副本部長
2014年4月	同社管理本部財務担当部長	2024年4月	当社取締役執行役員 経営企画管理本部副本部長
2015年4月	当社管理本部財務担当部長	2025年4月	当社取締役常務執行役員 経営企画管理本部長 (企画・財務・予算部門) (現任)
2018年2月	当社執行役員 経営企画管理本部経営企画 ・広報・財務・経理担当部長		
2018年10月	当社常務執行役員 経営企画管理本部経営企画・予算 ・IR・財務・経理担当部長		

取締役候補者とした理由

久保田優氏は、入社以来、主として財務経理や企画・予算統制の業務に従事することを通じて培った豊富な知見を駆使し、「中期経営計画2025-2027」などのグループ全体の経営計画の立案やその推進、IRなどに手腕を発揮してまいりました。企画・財務部門の執行取締役として業務執行責任と管理監督を適正に果たせるものと判断し、取締役の候補者としております。

候補者番号

6

しまの
嶋野

さとの
暁



再任

生年月日

1961年9月5日

所有する当社の株式数

4,949株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

1984年4月	(株)北海道拓殖銀行入行	2022年4月	当社専務執行役員 管理本部長 兼 情報セキュリティ・ IT推進部長
1998年11月	(株)北洋銀行事務管理部調査役		
2010年10月	同行システム部管理役	2022年6月	当社取締役常務執行役員 管理本部長
2015年6月	同行事業戦略部管理役	2024年4月	当社取締役常務執行役員 経営企画管理本部長
2017年4月	当社出向 経営企画管理本部 情報セキュリティ・IT推進担当部長	2024年4月	(株)LNJ商事代表取締役社長 執行役員
2018年4月	当社へ転籍 経営企画管理本部 事務改善推進部統括部長	2025年4月	当社取締役常務執行役員 経営企画管理本部長 (総務・人事・情報・ 秘書室部門) (現任)
2019年4月	当社常務執行役員 経営企画管理本部 事務改善推進部統括部長		

取締役候補者とした理由

嶋野暁氏は、前職における情報システム、情報セキュリティに関する豊富な知見のほか、金融機関が有する総合的な制度に対する理解や戦略的な事業推進に関する豊かな経験を有しております。当社取締役就任後は、IT部門に加え人事および総務部門も所管して業務のスリム化、IT化の推進を行い、効率的な業務改革と適切な管理監督を実践することでグループの更なる成長に貢献していることから、取締役の候補者としております。

候補者番号 **7**
 こぎそかずのり
小木曾 一則



新任

生年月日

1964年10月14日

所有する当社の株式数

4,937株

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位及び担当

1990年 4月	札幌通運(株)入社	2020年 4月	(株)ロジネットジャパン東日本 取締役 経営管理部長
2005年 4月	同社本社総務マネージャー	2021年 4月	同社常務取締役 経営管理部長
2010年 3月	当社管理本部経営管理部 総務・情報システム 担当次長 兼 総務課長	2021年10月	当社常務執行役員 経営戦略推進本部副本部長
2014年 4月	当社総務担当部長	2022年 9月	当社常務執行役員 管理本部総務・人事・秘書室 担当部長
2018年10月	(株)ロジネットジャパン西日本 常務取締役 経営管理部長	2025年 4月	当社専務執行役員 経営企画管理本部 総務・人事・情報・秘書室 部門統括部長（現任）
2019年10月	当社常務執行役員 営業本部副本部長		

取締役候補者とした理由

小木曾一則氏は、主に総務部門での長年にわたる業務経験を有し、内部統制を含めた経営管理面において手腕を発揮し、グループ会社の取締役も歴任するなど、事業会社の経営全般に携わってまいりました。これらの経験・知見を活かしながら、執行取締役として業務執行責任と管理監督を適正に果たし、会社の成長に大きく寄与することができるものと判断し、取締役の候補者としております。

候補者番号 **8**
 しま ざき のり あき
島 崎 憲 明



再任

社外

独立

生年月日

1946年8月19日

所有する当社の株式数

5,872株

取締役会出席状況

16/17回

略歴、当社における地位及び担当

1969年 4月	住友商事(株)入社	2016年 7月	上川大雪酒造(株)取締役会長 (現任)
1998年 6月	同社取締役	2017年 7月	三優監査法人経営監視委員会 独立第三者委員 (現任)
2002年 4月	同社代表取締役常務取締役	2017年12月	緑丘工房(株) (現 (株)上川大雪) 取締役会長 (現任)
2004年 4月	同社代表取締役専務執行役員	2019年 8月	IFRS財団アジア・オセアニアオフィス シニアアドバイザー
2005年 4月	同社代表取締役副社長執行役員	2020年 9月	(株)ヴァンガードスミス 取締役 (現任)
2009年 7月	同社特別顧問	2022年 4月	国立大学法人北海道国立 大学機構小樽商科大学 特認教授 (現任)
2011年 6月	日本証券業協会公益理事 自主規制会議議長		
2013年 9月	日本公認会計士協会顧問 (現任)		
2013年 9月	IFRS財団アジア・オセアニアオフィス アドバイザー		
2016年 6月	野村ホールディングス(株) 社外取締役		
2016年 6月	野村證券(株)取締役		
2016年 6月	当社社外取締役 (現任)		

重要な兼職の状況

(株)上川大雪 取締役会長	上川大雪酒造(株) 取締役会長
日本公認会計士協会 顧問	
国立大学法人北海道国立大学機構小樽商科大学 特認教授	

選任理由及び期待される役割の概要

島崎憲明氏は、長年にわたる会社経営者としての豊富な知見を有し、また、日本証券業協会公益理事、日本公認会計士協会顧問、IFRS財団アジア・オセアニアオフィス シニアアドバイザーを務めるなど財務会計に関する専門知識を有していることから、専門的かつ客観的な立場から当社の経営及びコーポレートガバナンス体制の整備についての助言をいただいております。今後もそうした助言を期待して社外取締役の候補者としております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

候補者番号 **9**
 う ば が い り え こ
祖母井 里重子



再任

社外

独立

生年月日

1960年4月20日

所有する当社の株式数

1,897株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当

1994年4月	最高裁判所司法修習生	2016年11月	北海道防衛施設地方審議会委員
1996年4月	弁護士登録・ 祖母井法律事務所開設	2022年6月	当社 社外取締役（現任）
2003年11月	廣岡・祖母井法律事務所 （現 祖母井・中辻法律事務所） 開設（現任）	2022年6月	札幌テレビ放送（株） 社外監査役（現任）
2007年7月	北海道公安委員会 委員	2022年12月	（株）ダイイチ 社外取締役 （現任）
2015年6月	（株）北洋銀行 社外取締役	2024年11月	北海道防衛施設地方審議会会長 （現任）
2016年6月	札幌市人事委員会 委員	2025年11月	札幌市人事委員会委員長 （現任）

重要な兼職の状況

祖母井・中辻法律事務所	札幌テレビ放送（株） 社外監査役 （株）ダイイチ 社外取締役
-------------	-----------------------------------

選任理由及び期待される役割の概要

祖母井里重子氏は、弁護士として企業法務に関する専門的な知識と幅広い経験を有していることから、それらを活かして当社のコンプライアンス及びガバナンス体制の強化に関する助言をいただいております。今後もそうした助言を期待して社外取締役候補者としております。また、同氏は、当社以外の社外役員としても会社経営に関与しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号 10

谷口 雅子



新任

社外

独立

生年月日

1960年12月11日

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

一回

- (注) 1. 取締役候補者木村輝美氏は、公益財団法人廣西・ロジネットジャパン社会貢献基金の理事長を兼務しており、当社は当該団体に事務所を賃貸しているほか、情報システム利用に関する覚書を締結しております。また、年額2百万円の寄付を行っております。
2. 取締役候補者島崎憲明氏は、株式会社上川大雪の取締役会長及び上川大雪酒造株式会社の取締役会長を兼務しており、当社は株式会社上川大雪の株式を100株保有しております。
3. その他、各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 各候補者の所有する当社株式の数には、持株会における持分（1株未満切捨て）を含んでおります。また、所有する当社株式の数は、当期末（2026年3月31日）現在の株式数を記載しております。
5. 当社は、島崎憲明氏、祖母井里重子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、谷口雅子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役が職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、島崎憲明氏、祖母井里重子氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任及び谷口雅子氏の選任が承認された場合には、3氏を独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。

略歴、当社における地位及び担当

1990年10月	中央新光監査法人入所	2016年4月	北見工業大学監事
1994年3月	公認会計士登録	2016年4月	札幌市立大学監事
2007年8月	新日本有限責任監査法人入所		(現任)
2010年7月	札幌国税不服審判所国税審判官	2017年8月	監査法人銀河 代表社員 (現任)
2013年7月	谷口雅子公認会計士事務所開設 (現任)	2020年6月	(株)北洋銀行社外取締役
2013年8月	税理士登録	2024年6月	同行取締役監査等委員
2013年12月	監査法人銀河入所	2024年6月	室蘭工業大学監事 (現任)

重要な兼職の状況

監査法人銀河 代表社員

選任理由及び期待される役割の概要

谷口雅子氏は、公認会計士ならびに税理士の業務に長年従事し、財務・会計に関する専門的知見を有しており、財務リスクや企業会計の観点から当社経営への積極的な提言や経営の監督を期待して社外取締役候補者としております。また、同氏は当社以外の社外役員としても会社経営に関与した経験があり、財務・会計の専門家としての豊富な経験と知見を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

第4号議案

監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	阿部 淳一	監査役	再任
2	平 公夫	社外監査役	再任 社外 独立
3	富田 武夫	社外監査役	再任 社外 独立

再任 再任監査役候補者 **社外** 社外監査役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号 **1**

あ べ じゅん い ち

阿部 淳一



再任

生年月日

1967年8月18日

所有する当社の株式数

9,854株

取締役会出席状況

17/17回

監査役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位

1990年11月	札幌通運(株)入社	2020年2月	(株)ロジネットジャパン九州 監査役(現任)
2007年3月	当社管理本部監査室長	2020年6月	当社常務取締役 総務人事部統括部長
2008年5月	札幌通運(株)営業本部 東京営業部総務担当部長	2022年4月	当社取締役 常務執行役員 管理本部統括部長
2012年5月	中央通運(株)(現(株)LNJ 中通)取締役総務部長	2022年5月	札幌通運(株)監査役(現任)
2016年2月	同社常務取締役	2022年5月	(株)ロジネットジャパン西日本 監査役(現任)
2017年4月	(株)ロジネットジャパン西日本 常務取締役	2022年6月	当社監査役(現任)
2018年10月	当社常務執行役員 経営企画管理本部総務・法務・ 人事・広報・秘書統括部長		

監査役候補者とした理由

阿部淳一氏は、入社以来、主に財務経理部門、総務部門の業務に従事し、広範で深い知見を有しているほか、東京、大阪でグループ会社の常務取締役を歴任し、グループ全体の組織や業務内容に精通しております。これらの経験を活かして経営全般の監視と適正な監査業務を行っていることから、引き続き監査役として当社グループの健全な発展に寄与することができるものと判断し、監査役候補者としております。

候補者番号 **2**

たいら
平

きみお
公夫



再任

社外

独立

生年月日

1952年3月24日

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

17/17回

監査役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位

1975年4月	日新インテック(株)入社	2011年9月	(株)ノースカラーズ取締役 (現任)
1996年1月	同社代表取締役社長		
1996年8月	(株)ナシオ取締役	2021年5月	(株)札幌土地建物代表取締役 (現任)
1997年7月	同社代表取締役副社長		
1998年8月	同社代表取締役社長	2022年7月	(株)ナシオ代表取締役会長
2005年1月	日新インテック(株)取締役会長 (現任)	2024年3月	(株)小樽ゴルフ場取締役
		2024年7月	(株)ナシオ取締役会長 (現任)
2005年6月	札幌通運(株)社外監査役		
2006年6月	当社社外監査役(現任)		

重要な兼職の状況

(株)ナシオ 取締役会長 (株)札幌土地建物 代表取締役
(株)ノースカラーズ 取締役

社外監査役候補者とした理由

平公夫氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場で当社経営全般の監視を行っております。今後も客観的な視点から、経営の公正性・健全性の確保に寄与していただくことを期待し監査役候補者としております。また、同氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって20年となります。

候補者番号 **3**
とみ た たけ お
富田 武夫



再任

社外

独立

生年月日

1948年8月30日

所有する当社の株式数

2,616株

取締役会出席状況

17/17回

監査役会出席状況

15/15回

- (注) 1. 監査役候補者平公夫氏は、株式会社ナシオの取締役会長及び株式会社ノースカラーズの取締役を兼務しており、両社は当社グループである札幌通運株式会社との間に製品輸送の取引関係があります。
2. その他、監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当社株式の数には、持株会における持分（1株未満切捨て）を含んでおります。また、所有する当社株式の数は、当期末（2026年3月31日）現在の株式数を記載しております。
4. 当社は、平公夫氏、富田武夫氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役が職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、平公夫氏及び富田武夫氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。

略歴、当社における地位

1973年9月	司法試験合格	2007年6月	第一東京弁護士会
1976年4月	弁護士登録・第一東京弁護士会所属		綱紀委員会委員長
	第一協同法律事務所	2018年1月	(株)トミタ代表取締役（現任）
	パートナー弁護士（現任）	2018年6月	当社社外監査役（現任）
2004年1月	(株)永朋代表取締役（現任）		

重要な兼職の状況

第一協同法律事務所 パートナー弁護士 (株)永朋 代表取締役
(株)トミタ 代表取締役

社外監査役候補者とした理由

富田武夫氏は、弁護士として企業法務に関する専門的な知識と幅広い経験を有しており、法令をふまえた適確な監査業務と必要な助言・提言を行っております。今後も独立役員として、公正かつ客観的な視点で監査をしていただくことを期待し監査役候補者としております。

また、同氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

【ご参考】当社役員のスキル・マトリックス(第3号・第4号議案が承認されたのちの経営体制(予定))
 当社では、企業経営の観点から取締役会全体として備えるべき専門知識や経験などの基本的なスキルとして「企業経営」、「法務・リスクマネジメント」、「財務・会計」、「人事・労務・人材開発」、「営業・マーケティング」、「IT・DX」、「ESG・サステナビリティ」の7つを抽出しております。
 各取締役候補者及び監査役が有するスキル並びに貢献が期待されるスキルは次のとおりです。

	氏名	当社における地位及び担当	独立役員	専門性・経験						
				企業経営	法務・リスクマネジメント	財務・会計	人事・労務・人材開発	営業・マーケティング	IT・DX	ESG・サステナビリティ
取締役候補者	木村 輝美	代表取締役 会長 兼 CEO		○	○	○	○	○		○
	橋本 潤美	代表取締役 社長執行役員		○	○		○		○	○
	真田 俊秀	取締役 副社長執行役員 本州地区統括		○	○	○		○		○
	田中 淳弘	取締役 専務執行役員 西日本地区担当		○		○		○		○
	久保田 優	取締役 専務執行役員 経営企画管理本部長 (企画・財務・予算部門)		○		○				○
	嶋野 暁	取締役 常務執行役員 経営企画管理本部長 (総務・人事・情報・秘書室部門)		○	○		○		○	
	小木曾 一則	取締役 執行役員 経営企画管理本部 総務・人事・情報・秘書室 部門統括部長		○	○				○	
	島崎 憲明	社外取締役	○	○	○	○		○	○	○
	祖母井里重子	社外取締役	○		○		○			○
	谷口 雅子	社外取締役	○		○	○	○			
監査役	阿部 淳一	常勤監査役		○	○	○	○			
	平 公夫	社外監査役	○	○				○	○	
	富田 武夫	社外監査役	○	○	○		○			

(注) 本表は、各役員が有する全てのスキルを表すものではありません。

第5号議案

補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、第4号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、大高輝理氏は常勤監査役阿部淳一氏の補欠監査役として、房川樹芳氏は社外監査役平公夫氏及び富田武夫氏の補欠監査役としての候補者であります。

また、本決議の効力は、本決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社グループにおける地位
1	おおたか あきよし 大高 輝理	札幌通運(株) 取締役 副社長執行役員
2	ふさがわ きよし 房川 樹芳	— 社外

社外 補欠社外監査役候補者

略歴、当社における地位

1995年 4月	札幌通運(株)入社	2019年 4月	(株)ロジネットジャパン東日本取締役 現業店管理本部 現業システム改革・品質安全推進部長
2008年 3月	同社営業本部道東営業部 十勝支店長	2021年 4月	同社常務取締役
2010年10月	同社営業本部札幌西支店長	2022年 4月	同社取締役常務執行役員
2015年 4月	当社管理本部人事担当部長	2023年 4月	同社取締役専務執行役員 現業店管理部長 兼 東京物流事業部長
2016年 2月	当社監査室長	2024年11月	札幌通運(株)取締役副社長 執行役員 (現任)
2017年 4月	当社経営企画管理本部 経営企画・広報・財務・経理統括部長		

略歴、当社における地位

1979年10月	司法試験合格	2013年 4月	一般財団法人北海道宅建サポートセンター評議員 (現任)
1980年 4月	最高裁判所司法修習生	2016年 5月	月形刑務所篤志面接委員会 会長 (現任)
1982年 4月	東京弁護士会に弁護士登録	2016年 7月	国立大学法人旭川医科大学 経営協議会委員
1987年 8月	札幌弁護士会へ登録換え 房川法律事務所 (現、房川・平尾法律事務所) 開設 (現任)	2026年 5月	公益社団法人北海道宅地建物取引業協会外部理事 (現任)
2001年 9月	北海道有機農業協同組合監事		
2010年 4月	札幌弁護士会会長		
2011年 4月	北海道弁護士会連合会理事長		
2013年 4月	日本弁護士連合会副会長		

重要な兼職の状況

房川・平尾法律事務所

候補者番号

1

おお たか あぎ よし
大高 輝理

生年月日

1972年9月13日

所有する当社の株式数

3,726株

候補者番号

2

ふ さ が わ き よ し
房川 樹芳

社外

生年月日

1951年3月8日

所有する当社の株式数

一株

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大高輝理氏を補欠の監査役候補者とした理由は次のとおりであります。
同氏は、現業部門での長い勤務経験を有しており現業業務に精通しているほか、本社人事担当部長や経営企画・広報・財務・経理統括部長、監査室長などを歴任し、人事・経理・会計・内部監査といった管理部門に関する知見を有していることから、これらの知識や経験を活かして監査役として当社グループの健全な発展に寄与することができるものと判断し、補欠の監査役候補者として選任をお願いするものであります。
3. 房川樹芳氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。
同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法律に関する専門的な知識と幅広い経験を有しており、これらを当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 房川樹芳氏は札幌証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、同氏が独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 監査役との責任限定契約について
当社は、房川樹芳氏が監査役に就任された場合、同氏との間で会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各補欠監査役候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます田中千洋氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対し退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、取締役として当社の業績及び企業価値の向上に尽力したためであり、その金額は当社の内規に基づいて算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
たなか ちひろ 田中 千洋	2018年6月 当社社外取締役 現在に至る

また、当社は、2026年5月21日開催の取締役会において、役員の報酬体系の見直しの一環として、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、第3号議案「取締役10名選任の件」及び第4号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、引き続き取締役に在任することになります8名（木村輝美氏、橋本潤美氏、真田俊秀氏、久保田優氏、嶋野暁氏、田中淳弘氏、島崎憲明氏、祖母井里重子氏）及び監査役に在任することになります3名（阿部淳一氏、平公夫氏、富田武夫氏）に対し、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、対象となる取締役及び監査役に対する支給の時期は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した時とし、具体的な金額、支給の方法等は対象となる取締役については取締役会に、対象となる監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給については、当社取締役会が決定した役員の報酬等の内容に係る決定方針に沿って、内規に従って支給するものであり、相当であると判断しております。

また、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備えて、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、本件実施に伴う業績に対する影響は軽微であります。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴		
きむら てるみ 木村 輝美	2005年10月	当社代表取締役社長	
	2019年 6月	当社代表取締役社長兼CEO	
	2020年 4月	当社代表取締役会長兼CEO	現在に至る
はしもと ますみ 橋本 潤美	2016年 6月	当社取締役	
	2018年 3月	当社常務取締役	
	2019年 4月	当社専務取締役	
	2020年 4月	当社代表取締役社長	
	2022年 4月	当社代表取締役社長執行役員	現在に至る
たなか あつひろ 田中 淳弘	2022年 6月	当社取締役専務執行役員	現在に至る
しまの さとる 嶋野 暁	2022年 6月	当社取締役常務執行役員	現在に至る
くぼ たまさる 久保田 優	2020年 6月	当社取締役	
	2025年 4月	当社取締役常務執行役員	現在に至る
さなだ としひで 真田 俊秀	2024年 6月	当社取締役副社長執行役員	
	2025年 4月	当社取締役顧問	現在に至る
しまざき のりあき 島崎 憲明	2016年 6月	当社社外取締役	現在に至る
うばが いりえこ 祖母井里重子	2022年 6月	当社社外取締役	現在に至る
あべ じゅんいち 阿部 淳一	2022年 6月	当社常勤監査役	現在に至る
たいら きみお 平 公夫	2006年 6月	当社社外監査役	現在に至る
とみた たけお 富田 武夫	2018年 6月	当社社外監査役	現在に至る

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年6月26日開催の当社第15期定時株主総会及び2022年6月28日開催の当社第17期定時株主総会において、年額400百万円以内（内、社外取締役70百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）としてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額70百万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.42%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を割り当てた場合における発行済株式総数に占める割合は4.20%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終了後の当社取締役会において、事業報告47頁に記載の「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」につき、本議案【ご参考】に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は9名（内、社外取締役3名）であります。第3号議案のご承認が得られた場合、取締役は10名（内、社外取締役3名）となり、対象取締役は7名となります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における札幌証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数24,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当該対象取締役が、役務提供期間満了後、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、本割当株式の全部につき譲渡制限を解除するものとし、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了する時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【ご参考】

本議案をご承認いただいた場合、以下の方針（案）について、本株主総会終結後の当社取締役会において決議することを予定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（案）

1. 基本方針

当社の業務執行取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能し、かつ、株主の皆様との一層の価値共有を図ることができる体系とし、金銭報酬である固定報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬で構成する。一方、社外取締役については、監督機能という職責に鑑み、金銭報酬である固定報酬のみとする。

また、それぞれの取締役の報酬の決定に際しては、各取締役に求められる役割と責任に見合った報酬水準とすることを基本方針とし、会社及び個人業績については、各取締役の報酬月額及び役員賞与に反映させることとし、業績連動報酬は採用しない。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(1) 報酬月額

個人別の報酬額については、役位に応じた5段階（S～D）のランクとランク毎の上限、下限の報酬額を定め、各取締役の貢献度等を勘案して当該ランクの範囲内で具体的な報酬額の案を作成して指名・報酬委員会に諮問し、その答申を尊重して代表取締役会長兼CEOが最終決定する。

(2) 役員賞与

報酬月額を計算基礎として、役位に応じた基礎率と評価率を掛けて支給基礎額とし、会社業績を勘案した上で指名・報酬委員会に諮問し、その答申を尊重して代表取締役会長兼CEOが最終決定する。

3. 非金銭報酬等に関する方針

業務執行取締役に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、報酬月額及び役位倍率を計算基礎として、毎年1回、譲渡制限付株式を付与する。

4. 報酬等の割合に関する方針

固定報酬と非金銭報酬等の割合の目安は、業務執行取締役については、固定報酬：非金銭報酬等＝8：2、社外取締役については、固定報酬のみとする。

5. 取締役に対し報酬を与える時期または条件の決定に関する方針

(1) 報酬月額

毎月支給とし、改定については、年度区切り、若しくは改選時及び役位や委嘱職務の変更時に検討する。

(2) 役員賞与

年1回、会社業績を加味して取締役会において支給の有無を含めて決議する。

(3) 非金銭報酬等

非金銭報酬等である譲渡制限付株式は、内規に基づいて、毎年定時株主総会後に開催する取締役会の決議により、定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の前日までを対象期間として対象となる取締役に事前交付する。

譲渡制限期間は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する時までとし、譲渡制限期間中の株式について、一定の条件の下で会社が無償取得するものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには、代表取締役会長兼CEOが適していると判断し、代表取締役会長兼CEO木村輝美氏に対し、報酬月額並びに役員賞与について、あらかじめ指名・報酬委員会に諮問し、その答申を尊重して個人別の報酬額を決定することを委任する。

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経営環境は、雇用や所得環境の改善を背景に景気は緩やかな回復基調で推移した一方で、燃料価格の高止まりや、輸送資材の仕入れ単価の高騰を中心にコスト負担が引き続き増加するなど、依然として取り巻く環境は厳しく、加えて、米国の関税政策や中東の地政学的リスクの高まりなどにより、先行きが不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは2025年度から新たに「中期経営計画2025-2027」をスタートさせ、4つの営業方針である「L N J E X」、「独自商品の拡販」、「国際物流事業」、「E C物流事業の拡充」を中心とした営業活動の推進により営業収益の拡大を進めるとともに、車両の適正配置など輸送体制の見直しと強化や、業務のIT化効率化による収益力の強化に取り組んでまいりました。

特に、L N Jグループが得意とするJ Rコンテナ輸送、トラック輸送、フェリー輸送などによる長距離輸送において、労働時間規制、改正物流法への対応策としてモーダルシフトやスイッチ運行を提案するなど、「L N J E X」により、お客様に最適な輸送サービスを全国エリアで提供することで全国での貨物取り扱いの拡大を推進してきました。

加えて、当社独自商品であるDDロジによるコスト削減・省力化・CO₂削減を実現する物流改革の提案や、DDパレットを使用した農産品、海外輸送の取り扱いを拡大するとともに、「さくらボックス」による単身向け引越サービスを提供する引越事業の拡販、国際物流事業への本格参入、E C物流事業の強化、輸送力維持強化のための料金改定の推進などにより収益目標の達成を目指し、取り組んでまいりました。

これらの営業面における取り組みに加え、当社グループでは、人財投資を強化する方針のもと、処遇改善や社内制度の整備を進め、2025年度は、4月より大卒初任給の35万円への引上げを実施いたしました。この水準は、同業他社のみならず、大手優良企業と比較しても高い水準となりますが、当社グループの将来を担う優秀な人財を確保するための施策であり、大卒初任給の引き上げ、および2024年度に引き続き実施しているグループ従業員の更なる処遇改善は、当社グループの事業拡大に向けた必要な先行投資と位置付けております。「中期経営計画2025-2027」に基づき、さらなる事業拡大に向け、引き続き多様な人財を確保する体制の構築を図ってまいります。

これらの結果、当社グループ全体の営業収益は、前期比7億52百万円増(+1.0%)の780億8百万円、営業利益は前期比45百万円増(+1.2%)の37億11百万円、経常利益は前期比2億17百万円増(+6.3%)の36億86百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比4億96百万円増(+22.1%)の27億45百万円となりました。

	第20期 (2025年3月期)	第21期 (2026年3月期) (当連結会計年度)	前連結会計年度比増減	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率 (%)
営業収益	77,256	78,008	752	1.0
経常利益	3,468	3,686	217	6.3
親会社株主に帰属する当期純利益	2,248	2,745	496	22.1

セグメント別の営業収益の状況は、次のとおりであります。

報告セグメント	第20期 (2025年3月期)		第21期 (2026年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
北海道	22,380	29.0	22,058	28.3	△322	△1.4
東日本	32,609	42.2	32,008	41.0	△600	△1.8
西日本	18,468	23.9	20,181	25.9	1,712	9.3
その他	3,798	4.9	3,761	4.8	△37	△1.0
合計	77,256	100.0	78,008	100	752	1.0

(注) 「その他」は、持株会社である当社及び株式会社ロジネットジャパン九州に係る金額であります。

② 設備投資の状況

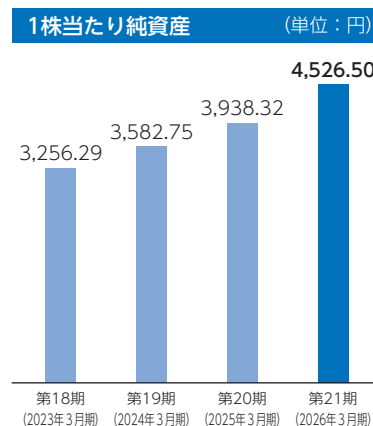
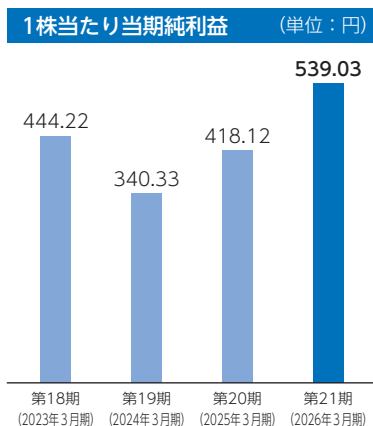
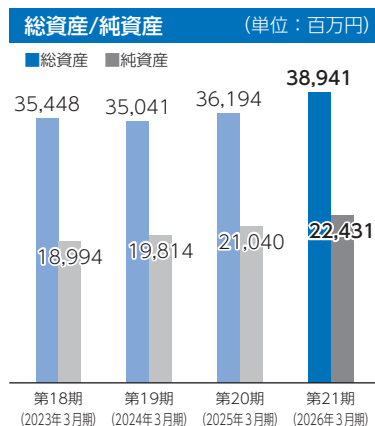
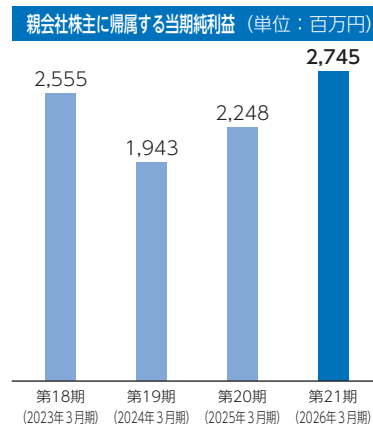
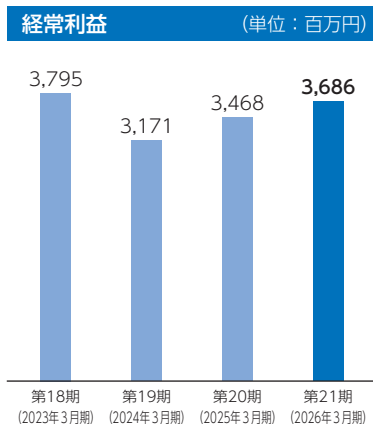
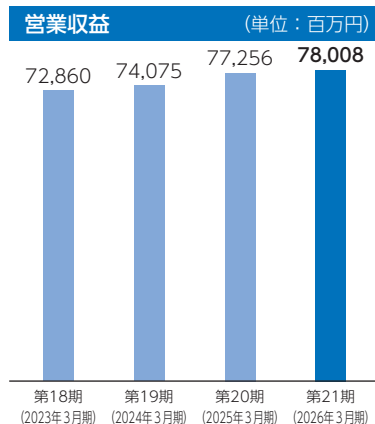
当連結会計年度中において実施した企業集団の設備投資の総額は32億92百万円であり、その主たるものは次のとおりであります。

グループ全社 車両の購入 2,638百万円

③ 資金調達の状況

資金調達については、金融機関からの借入及び自己資金により充当し、当連結会計年度に増資等による調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)	第20期 (2025年3月期)	第21期 (2026年3月期) (当連結会計年度)
営業収益	(百万円)	72,860	74,075	77,256	78,008
経常利益	(百万円)	3,795	3,171	3,468	3,686
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,555	1,943	2,248	2,745
1株当たり当期純利益	(円)	444.22	340.33	418.12	539.03
総資産	(百万円)	35,448	35,041	36,194	38,941
純資産	(百万円)	18,994	19,814	21,040	22,431
1株当たり純資産	(円)	3,256.29	3,582.75	3,938.32	4,526.50

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
札幌通運株式会社	100	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社ロジネットジャパン東日本	98	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社ロジネットジャパン西日本	98	100.00	貨物自動車運送事業
株式会社ロジネットジャパン九州	98	100.00	貨物自動車運送事業

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、賃金や雇用情勢の改善や企業の設備投資の増加などにより、緩やかな回復基調が期待されるものの、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の高騰および、燃料・資材の安定的な調達への懸念は、事業活動における不確定要素となっております。また、世界的なサプライチェーンの混乱による物価上昇に伴うさらなる輸送資材の高騰や、消費動向の変化など、引き続き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような環境下で、「中期経営計画2025-2027」の2年目である2026年度は、計画の達成に向けた実行を加速させる年と位置付け、営業方針に沿った積極的な営業活動を推進するとともに中期経営計画の投資方針に基づき、設備投資による売上拡大の基盤を強化いたします。

これらの取り組みにより、「L N J E X」による事業領域の拡大を図るとともに、DDロジ、さくらスマイル引越事業などの当社グループの独自商品の拡販、国際物流事業、E C物流事業の強化、輸送力維持強化のための料金改定の推進などにより、営業収益目標の達成を目指します。加えて、引き続き内製化による自社輸送能力の強化とI T化効率化により業務改善効果を創出することで、収益力の強化を実現してまいります。

また、持続的な成長の源泉である人財への投資を強化する方針のもと、2025年度より実施した大卒初任給35万円への引き上げや、これまで行ってきたグループ従業員の処遇改善により、優秀な人財の確保と組織力の向上を図るとともに、「中期経営計画2025-2027」及び、事業目標である「2030年度までに連結売上高1,000億円を実現する」を達成すべく、事業拡大に向けた取り組みを推進してまいります。

2026年度 取り組み方針－営業

ロジネットジャパングループは、『中期経営計画2025-2027』の2年目を計画の達成に向けた実行を加速させる年と位置付け、次の4つの営業方針に基づく積極的な営業活動を推進していきます。



中期経営計画2025－2027営業方針

1 **LNJEX**

2 独自商品の拡販

3 国際物流事業

4 EC 物流事業の拡充

1 **LNJEX**

全国ネットワークと
幅広い輸送モードで

お客様のニーズに
柔軟に対応し

迅速な輸送サービスを
提供いたします

EXPANDABLE
FLEXIBLE
EXPRESS

全国ネットワークと多様な輸送モードを活用し、全国エリア
でお客様に最適な輸送メニューを提供。

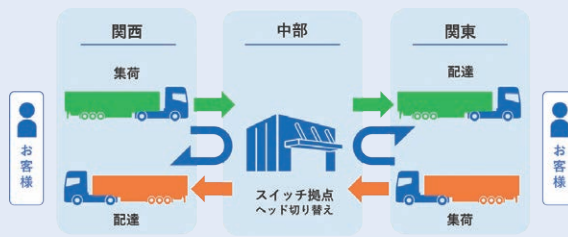
〈輸送例①〉長距離幹線輸送セレクション **R&R**

「無人化・大型化」をキーワードに、トレーラー輸送と
JR コンテナ輸送を複合的に組み合わせた輸送を提案



〈輸送例②〉トレーラースイッチ運行

スイッチ拠点でトレーラーヘッドを切り替えて運行区間を分割
することで、ドライバー 1 人当たりの運行距離と時間を短縮し
安定輸送を実現



2 独自商品の拡販



1パレット単位で発注された荷物を最終納品先にダイレクトにお届け。

「コスト削減・作業削減・CO₂削減」を実現しながら国際物流事業においても利用推進中。



DD LOGIの管理システムが特許取得！

DD LOGIのビジネスモデルを構成する管理システムについて独自性が認められ、2025年7月に特許を取得。



総合物流企業としての輸送力を活かした全国エリアでの引越事業を展開。



単身引越者向け商品
さくらボックス

特許取得済み
特許 第7384659号

3 国際物流事業

国内輸送の実績を生かし、グローバル市場にも対応した物流サービスを提供するため、国際物流事業へ本格参入。



4 EC物流事業の拡充

これまでに培ったノウハウを活かし、今後も需要拡大が見込まれる輸送ニーズへの対応力を強化。



2026年度 取り組み方針－設備投資

ロジネットジャパングループは、『中期経営計画2025－2027』の投資計画に基づき、設備投資による売上拡大の基盤を強化していきます。

1 L N J 福岡センター（仮称）建設

2026年4月1日、福岡県糟屋郡粕屋町において、L N J 福岡センター（仮称）を着工いたしました。

建設背景・投資内容

- 2020年2月に㈱ロジネットジャパン九州を設立し、現在は事業エリアを沖縄県まで拡大。九州エリアでの更なる事業拡大を目指して、福岡に新たな物流施設を建設。



- 立地は、福岡市の中心部から北東へ、約10kmの場所に位置し、交通利便性の高い場所



建設の目的

■ 「LNJEX」の更なる推進

- 九州⇄関西⇄関東をつなぐ輸送サービスの強化
- 温暖化対策需要を見込む定温物流の実現

■ 国際都市福岡における国際貨物への取り組み



(完成イメージ)

- 名称 : L N J 福岡センター(仮称)
- 所在 : 福岡県糟屋郡粕屋町戸原北4丁目
- 延床面積 : 4,616.26 m² (1,396.4 坪)
- 着工 : 2026年4月1日
- 竣工・稼働開始 : 2027年1月(予定)

本件のリリースは、右記のQRコード及びURLよりご覧ください。
[\(L N J 福岡センター（仮称）着工のお知らせ\)](#)



2 定温物流拡大に向けた体制整備

当社グループは、2026年度より、一定の温度を保ちながら商品を保管・輸送する定温物流体制を強化します。

近年、北海道でも猛暑が続いており、厳しさを増す気候変動と多様化する顧客ニーズに対応するため、定温輸送対応車両の増車と、札幌圏の主力倉庫の定温化対応の強化により、気候環境に最適化した物流サービスを拡充します。

設備内容 (2026年度)



■ 定温輸送対応車輛 合計 49台

トレーラー



12台

トラック



37台

■ 定温対応倉庫



約5,200坪

定温物流の体制強化



本州からの定温輸送

道内各拠点をつなぐ幹線輸送
・道内各拠点での配送網に
定温輸送対応車輛を増車

■ 定温輸送対応車輛

札幌地区と道内各拠点を結ぶ幹線輸送、および、道内各拠点での配送網に定温輸送対応車輛を増車することで、安定した温度帯での輸送を強化。

■ 定温対応倉庫

道内最大の物流集積地である「大谷地流通業務団地」内に位置する「大谷地倉庫」の定温対応エリアを拡大。当社グループの札幌圏の主力倉庫であり、JRコンテナ基地や道央自動車道・札幌自動車道へのアクセスも良好な、道内幹線輸送の起点倉庫の定温化対応を強化。

本件のリリースは、以下のQRコード及びURLよりご覧ください。



(札幌通運、北海道内で定温物流体制を強化)

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社及び主要な連結子会社である札幌通運株式会社、株式会社ロジネットジャパン東日本、株式会社ロジネットジャパン西日本、株式会社ロジネットジャパン九州を含め15社により構成されております。

事業は、貨物の運送並びに保管管理に関する業務を一貫的に行うことを主とし、これらに付帯する通関業、損害保険代理業、自動車修理業などに加えて、「クラブゲッツ」ブランドを展開する旅行業、ミネラルウォーター「北海道大雪山ゆきのみず」の製造販売業などを営んでおります。

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

株式会社ロジネットジャパン

本 社：札幌市中央区大通西8丁目2番地6 LNJ札幌大通公園ビル

事業所：ゆきのみず販売北海道営業部（札幌市）、営業本部（東京都中央区）

② 子会社

札幌通運株式会社

本 社：札幌市中央区大通西8丁目2番地6 LNJ札幌大通公園ビル

事業所：

製 造 部 門 ゆきのみず生産管理事業部（札幌市）、上川工場（北海道上川郡）

営 業 部 門 営業推進部、保険営業所、通関営業所、クラブゲッツ札幌（以上、札幌市）、
クラブゲッツ東京（東京都中央区）

現業店管理部 札幌支店、さくらスマイル引越センター、雁来特販センター（以上、札幌市）、
倉庫支店、航空貨物支店（以上、札幌市ほか）、
苫小牧支店（苫小牧市）、函館支店（函館市）、旭川支店（旭川市）、
十勝支店（北海道河西郡ほか）

株式会社ロジネットジャパン東日本

本 社：東京都中央区日本橋本町1丁目9番1号 S-G A T E 日本橋本町10階

事業所：

E C 事 業 部 E C支店（埼玉県ほか）

現業店管理部 東京物流事業部（東京都品川区ほか）、北関東支店（栃木県ほか）、埼玉支店（埼玉
県ほか）、茨城支店（茨城県）、千葉支店（千葉県ほか）、仙台支店（仙台市）

株式会社ロジネットジャパン西日本

本 社：大阪市北区梅田1丁目2番2-1300号 大阪駅前第2ビル13階

事業所：

現 業 店 管 理 部 大阪支店（大阪市ほか）、三木支店（兵庫県）、滋賀支店（滋賀県）、神戸支店（兵庫県ほか）、高松支店（香川県）、名古屋支店（愛知県ほか）、E C支店（東大阪市ほか）

株式会社ロジネットジャパン九州

本 社：福岡市中央区西中洲1 2番3 3号 福岡大同生命ビル11階

事業所：

現 業 店 管 理 部 福岡支店（福岡市）、沖縄特販営業所（那覇市）

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

報告セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
北海道	814 (481) 名	△9 (0) 名
東日本	463 (68)	+4 (+8)
西日本	251 (59)	+4 (+12)
その他	155 (25)	△8 (+1)
合計	1,683 (633)	△9 (+21)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 使用人数欄の () 内に臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。
3. 「その他」は、当社及び株式会社ロジネットジャパン九州の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108 (7) 名	△10 (+1) 名	42.4歳	11.7年

- (注) 1. 当社使用人数は、当社社員と主に札幌通運株式会社及び株式会社L N J さくらスマイルからの出向者であり、平均勤続年数は出向者の各出向元での勤続年数を通算しております。
2. 使用人数欄の () 内に臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社北洋銀行	2,335
株式会社北海道銀行	1,320
株式会社りそな銀行	640
株式会社商工組合中央金庫	639
株式会社第四北越銀行	555
株式会社三井住友銀行	480

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,740,000株 (自己株式 784,476株を含む)
- ③ 株主数 2,051名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
北海道マツダ販売株式会社	356,953	7.203
ロジネットジャパン持株親栄会	278,800	5.626
ロジネットジャパン従業員持株会	264,376	5.334
公益財団法人廣西・ロジネットジャパン社会貢献基金	216,400	4.366
ノースパシフィック株式会社	216,000	4.358
株式会社北洋銀行	211,548	4.268
株式会社北海道銀行	210,800	4.253
株式会社第四北越銀行	156,700	3.162
住友ゴム工業株式会社	151,500	3.057
横浜ゴム株式会社	143,748	2.900

- (注) 1. 当社は自己株式784,476株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼CEO	木村輝美	公益財団法人廣西・ロジネットジャパン社会貢献基金 理事長
代表取締役 社長執行役員	橋本潤美	北海道通運業健康保険組合 理事長
取締役 専務執行役員	田中淳弘	西日本地区担当 株式会社ロジネットジャパン西日本 代表取締役社長執行役員
取締役 常務執行役員	嶋野暁	経営企画管理本部長 (総務・人事・情報・秘書室部門)
取締役 常務執行役員	久保田優	経営企画管理本部長 (企画・財務・予算部門)
取締役 顧問	真田俊秀	
社外取締役	島崎憲明	株式会社上川大雪 取締役会長 上川大雪酒造株式会社 取締役会長 日本公認会計士協会 顧問 国立大学法人北海道国立大学機構小樽商科大学 特認教授
社外取締役	田中千洋	
社外取締役	祖母井里重子	祖母井・中辻法律事務所 札幌テレビ放送株式会社 社外監査役 株式会社ダイイチ 社外取締役
常勤監査役	阿部淳一	
社外監査役	平公夫	株式会社ナシオ 取締役会長 株式会社札幌土地建物 代表取締役 株式会社ノースカラーズ 取締役 株式会社小樽ゴルフ場 社外取締役
社外監査役	富田武夫	第一協同法律事務所 パートナー弁護士 株式会社永朋 代表取締役 株式会社トミタ 代表取締役

- (注) 1. 取締役島崎憲明氏、田中千洋氏及び祖母井里重子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平公夫氏及び富田武夫氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役阿部淳一氏は、これまで、主に財務経理部門、総務部門の業務に従事して、財務・経理・総務に関する知見を有しているほか、東京、大阪でグループ会社の常務取締役を務めるなど、グループ全体の組織や業務内容に精通しております。

4. 当事業年度中における取締役並びに監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
嶋野 暁	取締役 常務執行役員 経営企画管理本部長	取締役 常務執行役員 経営企画管理本部長 (総務・人事・情報・秘書室部門)	2025年4月1日
久保田 優	取締役 執行役員 経営企画管理本部 副本部長	取締役 常務執行役員 経営企画管理本部長 (企画・財務・予算部門)	2025年4月1日
真田 俊秀	取締役 副社長執行役員 本州エリア統括	取締役 顧問	2025年4月1日
田中 淳弘	取締役 専務執行役員 営業本部長	取締役 専務執行役員 西日本地区担当	2025年10月1日

5. 当社は、社外取締役島崎憲明氏、田中千洋氏及び祖母井里重子氏並びに社外監査役平公夫氏及び富田武夫氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、社外取締役島崎憲明氏、田中千洋氏及び祖母井里重子氏並びに社外監査役平公夫氏及び富田武夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年1月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、次のとおり決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定プロセスについて、独立社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会による答申の内容が十分に尊重されているなど、適正に運用されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

a. 取締役の個人別の報酬等（固定報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針

・月額報酬

役職位に応じた5段階（S～D）のランクが設定されており、ランク毎に上限、下限の報酬額を定めております。個人別の報酬については、各役員の貢献度等を勘案して各ランクに設定した上限、下限の範囲内で報酬額の基準を決定しております。

・役員退職慰労金

役職位に応じ、内規に定められた額を計上しております。

・役員賞与

月額報酬額を計算基礎として、役職位に応じた基礎率と評価率を掛けて支給基礎額としております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

・当社は現在のところ、業績連動報酬を支給しておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

・当社は現在のところ、非金銭報酬を支給しておりません。

d. 報酬等の割合に関する方針

・当社は現在のところ、固定報酬のみの支給としております。

e. 取締役に対し報酬を与える時期または条件の決定に関する方針

・月額報酬

毎月支給とし、改定については年度区切り、若しくは取締役の選任時及び役員の地位の変更や委嘱職務の変更時に検討しております。

・役員退職慰労金

役員退任時に、内規により引当した額を支払うこととしております。なお、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議により、在任中の功労による増額や在任中の行為による減額を行う場合があることとしております。

・役員賞与

取締役会の決議を経て、支給することとしております。

f.取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

- ・取締役会は、代表取締役会長兼CEO木村輝美氏に対し、月額報酬並びに役員賞与について、独立社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会による答申を踏まえた上で個人別の報酬額を決定することを委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役会長兼CEOが適していると判断したためであります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	343	343	—	—	9
(うち社外取締役)	(53)	(53)	(—)	(—)	(3)
監査役	64	64	—	—	3
(うち社外監査役)	(34)	(34)	(—)	(—)	(2)
合計	408	408	—	—	12
(うち社外役員)	(87)	(87)	(—)	(—)	(5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第15期定時株主総会並びに2022年6月28日開催の第17期定時株主総会において、年額4億円以内(内、社外取締役70百万円以内。但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち社外取締役は3名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第14期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 上記の固定報酬には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額68百万円(取締役9名に対し60百万円(うち社外取締役3名6百万円)、監査役3名に対し8百万円(うち社外監査役2名3百万円))。

③ 社外役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役島崎憲明氏は、株式会社上川大雪の取締役会長及び上川大雪酒造株式会社の取締役会長を兼務しており、当社は株式会社上川大雪の株式を100株保有しております。また、日本公認会計士協会の顧問、国立大学法人北海道国立大学機構小樽商科大学の特認教授を兼務しておりますが、当該兼職先と当社グループとの間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役祖母井里重子氏は、祖母井・中辻法律事務所の弁護士、札幌テレビ放送株式会社の社外監査役、株式会社ダイイチの社外取締役を兼務しておりますが、当該兼職先と当社グループとの間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役平公夫氏は、株式会社ナシオの取締役会長及び株式会社ノースカラーズの取締役を兼務しており、両社は当社グループである札幌通運株式会社との間に製品輸送の取引関係があります。なお、同氏は株式会社札幌土地建物の代表取締役及び株式会社小樽ゴルフ場の社外取締役を兼務しておりますが、両社と当社グループとの間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役富田武夫氏は、第一協同法律事務所のパートナー弁護士、株式会社永朋の代表取締役及び株式会社トミタの代表取締役を兼務しておりますが、当該兼職先と当社グループとの間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概況
島崎 憲明 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会17回のうち合計16回に出席し、長年にわたる会社経営者としての経験と財務・会計の専門家としての高い見識から、助言、提言を行っております。また、当社グループ経営会議等にも出席し、積極的に助言、提言を行うことにより、グループ経営の活性化に寄与する役割を果たしております。
田中 千洋 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での経営経験と豊富な知見から、助言、提言を行っております。また、当社グループ経営会議等にも出席しているほか、適宜人事部門と打合わせを実施し、グループ経営の活性化に寄与するほか、職歴を生かした助言、提言を行うことにより、人事制度等の改善に寄与する役割を果たしております。
祖母井 里重子 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験から助言、提言を行っております。また、当社グループ経営会議等にも出席し、業務改善等に関して積極的に助言、提言を行うことにより、グループ経営の活性化に寄与する役割を果たしております。
平 公夫 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席し、経営者としての立場から、経営全般及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。豊富な知見と経験を活かした助言、提言を行うことにより、経営の公正性・健全性確保に寄与する役割を果たしております。
富田 武夫 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席し、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験から助言、提言を行っております。また、当社グループ内の法的案件について、監査役としての適切な助言を与える役割も果たしております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 アーク有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間、配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠について、監査業務と報酬との対応関係等の必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	11,139
現金及び預金	1,522
受取手形	76
電子記録債権	249
営業未収入金及び売掛金	7,785
棚卸資産	184
その他	1,320
貸倒引当金	△0
固定資産	27,801
有形固定資産	21,830
建物及び構築物	2,841
機械装置及び運搬具	10,313
土地	7,548
リース資産	113
その他	1,013
無形固定資産	790
投資その他の資産	5,181
投資有価証券	2,929
繰延税金資産	226
差入保証金	1,540
その他	565
貸倒引当金	△79
資産合計	38,941

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	13,419
営業未払金及び買掛金	5,038
短期借入金	4,940
リース債務	39
未払法人税等	601
役員賞与引当金	69
その他	2,729
固定負債	3,090
長期借入金	1,463
リース債務	86
繰延税金負債	537
役員退職慰労引当金	413
退職給付に係る負債	371
資産除去債務	52
その他	164
負債合計	16,510
(純資産の部)	
株主資本	21,096
資本金	1,000
資本剰余金	725
利益剰余金	21,623
自己株式	△2,253
その他の包括利益累計額	1,335
その他有価証券評価差額金	1,335
純資産合計	22,431
負債・純資産合計	38,941

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		78,008
営業原価		70,758
営業総利益		7,249
販売費及び一般管理費		3,538
営業利益		3,711
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	80	
寮収入	50	
受取補償金	90	
その他	119	342
営業外費用		
支払利息	76	
寮支出	198	
車両売却除却損	66	
その他	26	368
経常利益		3,686
特別利益		
投資有価証券売却益	446	446
特別損失		
固定資産除売却損	65	
投資有価証券評価損	8	
その他特別損失	0	74
税金等調整前当期純利益		4,057
法人税、住民税及び事業税	1,350	
法人税等調整額	△38	1,312
当期純利益		2,745
親会社株主に帰属する当期純利益		2,745

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	16,755
現金及び預金	1,327
営業未収入金及び売掛金	371
商品	129
前払費用	101
短期貸付金	14,643
未収入金	17
その他	165
固定資産	11,484
有形固定資産	1,755
建物	524
構築物	2
車両運搬具	42
機械装置	1
工具、器具及び備品	89
土地	704
建設仮勘定	390
無形固定資産	758
商標権	1
ソフトウェア	757
投資その他の資産	8,970
関係会社株式	6,387
投資有価証券	2,344
出資金	0
差入保証金	148
その他	89
資産合計	28,240

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	6,280
営業未払金及び買掛金	59
短期借入金	3,993
1年以内返済長期借入金	1,740
未払金	171
未払費用	6
未払法人税等	223
前受金	2
預り金	28
役員賞与引当金	37
その他	15
固定負債	2,268
長期借入金	1,463
繰延税金負債	465
役員退職慰労引当金	325
長期預り金	1
その他	11
負債合計	8,549
(純資産の部)	
株主資本	18,500
資本金	1,000
資本剰余金	5,245
資本準備金	5,220
その他資本剰余金	24
利益剰余金	14,525
その他利益剰余金	14,525
繰越利益剰余金	14,525
自己株式	△2,269
評価・換算差額等	1,190
その他有価証券評価差額金	1,190
純資産合計	19,691
負債・純資産合計	28,240

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
関係会社受取配当金	2,348	
関係会社経営指導料	2,684	
賃貸収入	98	
商品販売収入	890	6,021
営業原価		924
営業総利益		5,097
販売費及び一般管理費		2,456
営業利益		2,641
営業外収益		
受取利息	208	
受取配当金	61	
寮収入	34	
その他	8	311
営業外費用		
支払利息	87	
寮支出	71	
その他	20	179
経常利益		2,773
特別利益		
投資有価証券売却益	356	356
特別損失		
固定資産除却損	36	
投資有価証券評価損	8	45
税引前当期純利益		3,085
法人税、住民税及び事業税	284	
法人税等調整額	△21	263
当期純利益		2,822

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ロジネットジャパン
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
札幌オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 三島徳朗
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上春海
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ロジネットジャパンの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロジネットジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社ロジネットジャパン
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
札幌オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 三島徳朗
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上春海
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ロジネットジャパンの2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備」に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社ロジネットジャパン監査役会

常勤監査役 **阿部 淳一** ㊞

社外監査役 **平 公夫** ㊞

社外監査役 **富田 武夫** ㊞

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

札幌市中央区北1条西4丁目
札幌グランドホテル 別館2階 グランドホール西

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようにご来場ください。

交通

J R | 札幌駅 | 西改札南口より徒歩10分
地下鉄 南北線・東豊線 | さっぽろ駅 | 地下鉄さっぽろ駅10番出口より徒歩10分
地下鉄 南北線・東西線 | 大通駅 | 地下鉄大通駅5番出口より徒歩5分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。